

訪問介護の生活援助が規定回数を超える対象者の取扱いについて

平成 30 年 8 月 23 日

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）」の一部改正に伴い、訪問介護の生活援助のサービス提供回数が国の定める回数を超える場合には、当該利用者に係る居宅サービス計画を保険者である市町村に提出しなければなりません。

本件に係る事務処理方法については、次のとおりとします。

【基本方針】

- 1 介護保険制度の訪問介護の基本方針に「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。」と規定されていることから、訪問介護事業者及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、適切なアセスメントに基づき、居宅サービス計画を作成すること。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付ける場合にあつては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用や訪問介護利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載すること。

【事務手続き等について】

- 1 介護支援専門員は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）」第 13 条第 18 号の 2 の規定に基づき、別添の届出書に関係書類を添えて提出するものとする。
- 2 届出書の提出がなくサービスを利用した時又はサービス利用に妥当性が無いと厚木市が判断した場合は、保険給付の対象となりません。
- 3 書類の提出については、サービス内容見直し時期（介護認定の更新又は変更、長期目標などの見直し、生活援助の回数変更など）に提出してください。
ただし、軽微な変更（利用日変更など）は除きます。

【留意事項】

居宅サービス計画の作成に当たっては、訪問介護及び居宅介護支援に係る指定基準を遵守してください。

○厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

(平成 30 年 5 月 2 日)

(厚生労働省告示第 218 号)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)第 13 条第 18 号の 2 の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を次のように定め、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)第 13 条第 18 号の 2 に規定する厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 18 号の 2 に規定する厚生労働大臣が定める回数 次のイからホまでに掲げる要介護状態区分に応じ、それぞれ当該イからホまでに定める回数

イ	要介護 1	1 月につき 2 7 回
ロ	要介護 2	1 月につき 3 4 回
ハ	要介護 3	1 月につき 4 3 回
ニ	要介護 4	1 月につき 3 8 回
ホ	要介護 5	1 月につき 3 1 回

- 2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 18 号の 2 に規定する厚生労働大臣が定める訪問介護、生活援助(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注 3 に規定する生活援助をいう。)が中心である指定訪問介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。)

【留意事項】に係る参考資料

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（抜粋）
（平成11年3月31日厚生省令第38号）

居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等

第25条 事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

事業者及び介護支援専門員に利益誘導のために特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行うことを禁じた規定である。

居宅サービス計画があくまで利用者の解決すべき課題に即したものでなければならないという居宅介護支援の公正中立の原則の遵守をうたったものであり、例えば、指定居宅介護支援事業者又は指定居宅介護支援事業所の管理者が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すものである。

また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けることがあってはならない。

ましてや指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に同旨の指示をしてはならない。

●指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準（訪問介護部分 抜粋）
（平成11年3月31日厚生省令第37号）

不当な働きかけの禁止

第34条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他不当な働きかけを行ってはならない。

居宅介護支援事業者に対する利益供与に当たらない場合であっても、指定訪問介護事業者が、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員又は被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることなどの不当な働きかけを行ってはならないこととしたものである。
具体的には、指定訪問介護事業者と居宅介護支援事業者が同一法人等である場合や同一の建物等に所在する場合において、当該利用者の状況を勘案することなく、自らが提供する訪問介護サービスを居宅サービス計画書に位置付けるよう働きかけるような場合が該当する。

居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

第35条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

居宅介護支援事業者の公正中立性を確保するために指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。